

第3回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会 議事要旨

- 1 日時 令和7年（2025年）1月28日（火）14：00～15：00
- 2 場所 熊本市役所議会棟 議運・理事会室
- 3 出席者 倉田委員、阿部委員、富永委員、日高委員、田上委員、山口委員、丸山委員、石元委員、光安委員

4 議事

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画案について

【議事要旨】

（事務局）資料1～4に沿って説明。

（委員長）委員の皆様及びパブコメ等でいただいたご意見を修正という形で反映している。今詳細のご説明をいただいたが、現時点で皆様からこれらの修正に関連して、ご意見、ご質問があれば伺いたい。

1点、計画の26ページの取組の方向性Ⅲ－1「未然防止啓発の実施」で、DVや性暴力等の未然防止に向けてというところで、1行目は性暴力等の「等」を入れられているが、最後のDVや性暴力に関する教育のところには「等」は入っていない。このような形でよいか確認したい。

（事務局）「等」について、同じ説明部分で1行目と2行目で意識して使い分けてはいない。2行目についても「等」を入れたい考える。

（委員長）文言を揃えるという意味ではおっしゃる通りだが、具体的に「等」に何が入るのか疑問として出てくる可能性があるので、「等」を入れる必要があるか、揃えるかは検討していただきたい。

（山口委員）パブリックコメント17、基本計画案の20ページ居住支援法人について、居住確保要配慮者居住支援法人となっているが、正しくは、住宅確保要配慮者。もう1点、市の居住支援協議会が関係機関ということで、具体的にこういった形で連携できるのか。

（事務局）住宅確保要配慮者については確認する。熊本市居住支援協議会は熊本市の他の課とも連携の協議会になっているので、そこで何が出来るかを協議会とも確認しながら取組を進めてまいりたい。

（委員長）名称については、再度確認をお願いし、支援協議会については、すでに市の別の課との連携がされているとのことで、今回の計画との関係でどのような連携が出来るかは今後の課題ということで事務局には検討していただきたい。

（阿部委員）概要版は公表される資料なのか。内部的なものを今回概要版として揚げられただけなのか。ホームページ等で公表されるのか。

（事務局）概要版は策定委員会が終わった後、第1回市議会のほうで報告をする際に、概要版として計画案と合わせて説明する。策定後、ホームページ公表時にも、概要版

と合わせて掲載したい。

(阿部委員) 公表されるのであれば、概要版の「5③教育・啓発の促進」で「DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するための教育・啓発が必要」とある。意味は分かるが、計画を修正したものとニュアンス的に違うのではないか。前回議論した、困難に陥らないための啓発・理解促進と近いイメージを持つ。もう一点、「年齢が若いほど危機感が少ない」と書いていいのか若干不安。本当にそうなのか分からないというのと、年齢が若い方は危機感が少ないというより、どうしていいか分からないから相談に至らないのではないか。事実として年齢が若いほど危機感が少ないと言っていいのか。

(日高委員) 年齢が若いからについては検討した方がよい。

(阿部委員) 市議会に出すだけならよいが、公表するなら、これを見て該当する人がグサッとくるような表現は検討されたほうがいいのか。

(委員長) アンケートをとられているが、この文章の根拠となるようなデータはあったのか。

(事務局) 「年齢が若いほど危機感が少ない」という表現については、計画案の15ページ女性相談支援員、区役所福祉課、民間支援団体のヒアリングの中で、啓発・理解促進について、「若年者の対応に苦慮している。年齢が若いほど危機感が少なく…」という、表現で掲載しているが、これを読まれた方がつらい、悲しい思いをされるのであれば本意ではないので、この表現については検討したい。

(委員長) 「年齢が若いほど危機感が少ない」は、捉え方によっては若干決めつけ的な感じがする。そういう課題が指摘されているとか、表現を当事者がつらくならないような形で検討いただきたい。もう一点、概要版の「DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するための教育・啓発が必要」は前回問題提起をいただいたものに似通っているのではというご指摘についてはいかがか。

(事務局) ご指摘のあった基本方針Ⅲの修正と、表現のニュアンスが似ていることについては、同じような形にできないかと感じた。概要版については全体的に実際に計画策定後に公表する時に、どのような様式で出すのか、違った形で示すのかについては、さらなる検討が必要。

(阿部委員) 概要版なので、同じように書く必要はない。例えば「DVや性暴力、予期せぬ妊娠等の未然防止に向けた人権教育や啓発が必要」でいいのでは。

(委員長) 今ご指摘があった部分、計画案の16ページの課題Hにも対応する部分と思うので、概要版の見直しとともに合わせて検討をお願いします。

(田上委員) 前回27ページ成果指標のⅢ啓発・理解の促進の「ポスター、周知カード等設置協力事業所数」ということで、今どきそういうことでは伝わらないのではとの意見があったが、こどもたちへの周知について、教育委員会との連携はどういうことになったか。

(事務局) どのような形で小学生、中学生に啓発をしていくか、詳細についてはこれから詰めていきたい。ポスターや周知カードは、若年層はご覧にならないというご指摘があったが、中高年については SNS 等だけでは伝わりにくいこともあるので、SNS 等を通じた若年層を対象とした啓発の方法と合わせて従来のポスターや周知カードの設置にも取り組みたい。

(委員長) この法律自体が、幅広い年齢層を対象にしているのでどちらの年齢層にも適切なアプローチをする必要がある。若年層が弱いというご意見なので強化できる方向性を事務局でご検討いただきたい。

(以上)